

現 行	改 正 後
<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> </div> <p>保険会社に対し経営の健全性及び業務の適切性を確保するため必要な場合には、法第128条に基づく報告又は資料の提出を求めることができる。また、保険会社の経営状態によっては、法第132条等に基づく業務改善命令を行なうことが必要となる。</p> <p>以下において、保険会社を監督するための、着眼点を整理した。</p> <p>1-3-1 ~ 1-3-5 (略)</p> <p>1-3-6 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1)~(9) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(中略)</p>	<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1 - 3 保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の着眼点</p> </div> <p>(同左)</p> <p>1-3-1 ~ 1-3-5 (略)</p> <p>1-3-6 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1)~(9) (略)</p> <p><u>(10) 規則第53条の7に規定する措置に関し、法第3条第4項第1号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)の契約について、</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額との比較などにより、保険金額の妥当性(過分でないこと)を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>保険金額の決定に際し、(社)生命保険協会の「契約内容登録制度」を利用する体制が整備され、当該制度で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。</u></p> <p>(中略)</p>

1 - 9 説明書類の作成・縦覧等について

1 - 9 - 1 (略)

1 - 9 - 2 (略)

1 - 9 - 3 リスク管理債権額の開示

(1) (略)

(2) (略)

(新設)

(中略)

2 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集

保険契約の締結及び保険募集に関し、適正な取扱いを行なっているか。

(1)~(5) (略)

(6) 法第300条第1項第9号関係

(略)

規則第234条第3号関係

(略)

(新設)

1 - 9 説明書類の作成・縦覧等について

1 - 9 - 1 (略)

1 - 9 - 2 (略)

1 - 9 - 3 リスク管理債権額及び債務者区分に基づいて区分された債権の額の開示

(1) (略)

(2) (略)

(3) 債務者区分に基づいて区分された債権の額として開示対象となる債権

規則第59条の2第1項第5号八本文において、債権として掲げられている未収利息及び仮払金とは、具体的に以下のものをさすこととする。

— 未収利息とは、貸付有価証券又は貸付金に係る未収利息

— 仮払金とは、貸付金に準ずる仮払金

(中略)

2 - 2 生命保険契約の締結及び保険募集

(同左)

(1)~(5) (略)

(6) 法第300条第1項第9号関係

(略)

規則第234条第4号関係

(略)

— 規則第234条第5号関係

共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売等一の契約者が複数の保険会社との間で一又は複数の保険契約を同時に締結(契約の更改及び更新を含む。)する場合などにおいて、保険契約者が保険の種類や引受保険会社について誤解しないよ

(中略)

### 3 - 1 損害保険募集関係

損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが内容、損害保険会社は損害保険募集人の適切な業務運営を確保する必要がある。このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認することとする。

3 - 1 - 1 (略)

3 - 1 - 2 募集活動の適正化

(1)~(6) (略)

(7) 規則第234条第3号関係

(略)

(新設)

(8) その他

別添1：参考様式集

法令に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者

う、契約当事者たるそれぞれの保険会社と保険契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、保険募集及び保険契約の締結の業務に関して適切な措置が講じられているか。

(中略)

### 3 - 1 損害保険募集関係

(同左)

3 - 1 - 1 (略)

3 - 1 - 2 募集活動の適正化

(1)~(6) (略)

(7) 規則第234条第4号関係

(略)

(8) 規則第234条第5号関係

共同保険契約や保険会社間の保険商品の提携販売等一の契約者が複数の保険会社との間で一又は複数の保険契約を同時に締結(契約の更改及び更新を含む。)する場合などにおいて、保険契約者が保険の種類や引受保険会社について誤解しないよう、契約当事者たるそれぞれの保険会社と保険契約者との間の契約関係が明確となることをはじめ、保険募集及び保険契約の締結の業務に関して適切な措置が講じられているか。

(9) その他

別添1：参考様式集

法令に基づく申請、届出を受理する場合には、個々の申請、届出の根拠となる法令に定められた事項が申請書、届出書に記載されているかどうかをチェックすることになるが、申請、届出の頻度が高いものを中心に、以下のとおり書式例を定めたので申請者、届出者

から様式についての照会があった場合等に活用されたい。なお、以下の書式は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。

- (1) 生命保険関係（別紙様式 1 ~ 4 6）
- (2) 損害保険関係（別紙様式 1 ~ 4 5）
- (3) （略）

別添 1：参考様式集

- (1) 生命保険関係（別紙様式 1 ~ 4 6）

（中略）

（新設）

から様式についての照会があった場合等に活用されたい。なお、以下の書式（規則別紙様式を除く。）は、申請者、届出者に対し強制するものではなく、異なる形式の書面であっても必要事項の記載がなされている場合にはそのまま受理して差し支えないので、念のため申し添える。

- (1) 生命保険関係（別紙様式 1 ~ 4 7）
- (2) 損害保険関係（別紙様式 1 ~ 4 6）
- (3) （略）

別添 1：参考様式集

- (1) 生命保険関係（別紙様式 1 ~ 4 7）

（中略）

別紙様式 4 7

（保険業法施行規則 別紙様式第 1 3 号（第 1 1 7 条関係））

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する  
生命保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融再生委員会 殿

商号又は名称

氏名

印

（法人等にあつては、代表者の氏名）

保険業法第 1 8 6 条第 2 項及び同法施行規則第 1 1 7 条の規定により、下記の内容の生命保険契約の申込みの許可を申請します。

記

- 1 保険契約の種類及び名称
- 2 外国保険業者
  - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
  - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
  - (3) 組織
  - (4) 国籍
- 3 保険契約者
  - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
  - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
  - (3) 国籍
  - (4) 職業又は事業の目的
- 4 被保険者
  - (1) 氏名、年齢及び性別
  - (2) 住所
  - (3) 国籍
  - (4) 職業
- 5 保険金その他の給付金の受取人
  - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
  - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
  - (3) 国籍
  - (4) 職業又は事業の目的
  - (5) 保険契約者との続柄
- 6 保険金その他の給付金の額
- 7 保険期間
- 8 保険料の払込方法及び払込期間
- 9 保険料
- 10 保険金その他の給付金の支払事由及びその給付の内容
- 11 免責事由、契約無効の原因、契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務
- 12 契約者配当等の有無及びその内容

13 特約の名称及びその内容

14 日本に支店等を設けない外国保険業者との契約の有無及びその概要

15 その他参考事項

(備考)

- 1 保険契約者、保険金その他の給付金の受取人が外国人又は外国法人であって、日本に居所又は事務所を有する場合には、そのうち主たるものを付記すること。
- 2 保険金その他の給付金の額及び保険料は、いずれの国の通貨による表示であることを明記し、外貨表示である場合にはその邦貨換算額を、また、外貨表示であっても保険金その他の給付金が邦貨で支払われる場合又は邦貨表示であっても保険金その他の給付金が外貨で支払われる場合には、その旨をそれぞれ付記すること。
- 3 保険金その他の給付金の受取人が二人以上ある場合には、各人の受取る保険金その他の給付金の種類及び金額を記入すること。

別添 1：参考様式集

(2) 損害保険関係 (別紙様式 1 ~ 4 6)

(中略)

別紙様式 4 6

(保険業法施行規則 別紙様式第 1 4 号 (第 1 1 7 条関係))

日本に支店等を設けない外国保険業者に対する  
損害保険契約の申込みの許可申請書

年 月 日

金融再生委員会 殿

商号又は名称

別添 1：参考様式集

(2) 損害保険関係 (別紙様式 1 ~ 4 5)

(中略)

(新設)

氏名

印

(法人等にあつては、代表者の氏名)

保険業法第186条第2項及び同法施行規則第117条の規定により、下記の内容の損害保険契約の申込みの許可を申請します。

記

- 1 保険契約の種類及び名称
- 2 外国保険業者
  - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
  - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
  - (3) 組織
  - (4) 国籍
- 3 保険契約者
  - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
  - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
  - (3) 組織
  - (4) 職業又は事業の目的
- 4 被保険者
  - (1) 氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名
  - (2) 住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
  - (3) 組織
  - (4) 職業又は事業の目的
- 5 保険の目的の概要及び保険価額
- 6 保険金その他の給付金の額
- 7 保険期間
- 8 保険料の払込方法及び保険金その他の給付金の受領方法
- 9 保険料率及び保険料
- 10 保険金その他の給付金の支払事由又は損害のてん補の方法
- 11 免責事由及び告知又は通知義務
- 12 特約の内容

13 日本に支店等を設けない外国保険業者との保険契約の有無及びその概要

14 その他参考事項

(備考)

- 1 保険契約者が外国人又は外国法人であって、日本に居所又は事務所を有する場合には、そのうち主たるものを付記すること。
- 2 保険金その他の給付金の額及び保険料は、いずれの国の通貨による表示であるかを明記し、外貨表示である場合にはその邦貨換算額を、また、外貨表示であっても保険金その他の給付金が邦貨で支払われる場合又は邦貨表示であっても保険金その他の給付金が外貨で支払われる場合には、その旨をそれぞれ付記すること。